

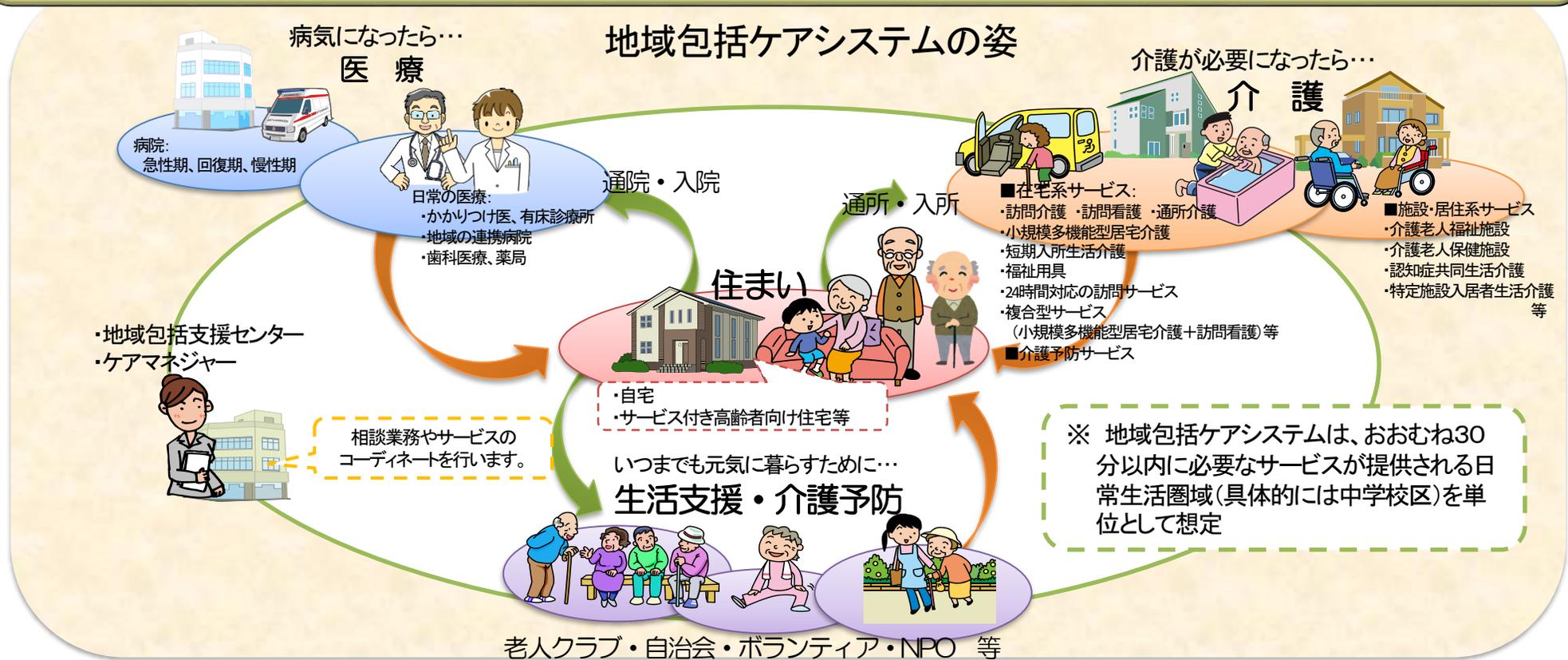
地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み

平成30年3月30日(金)
厚生労働省 老健局 振興課



地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域医療介護連携

**地域包括ケアシステム
まちづくり**

自立支援・重度化防止

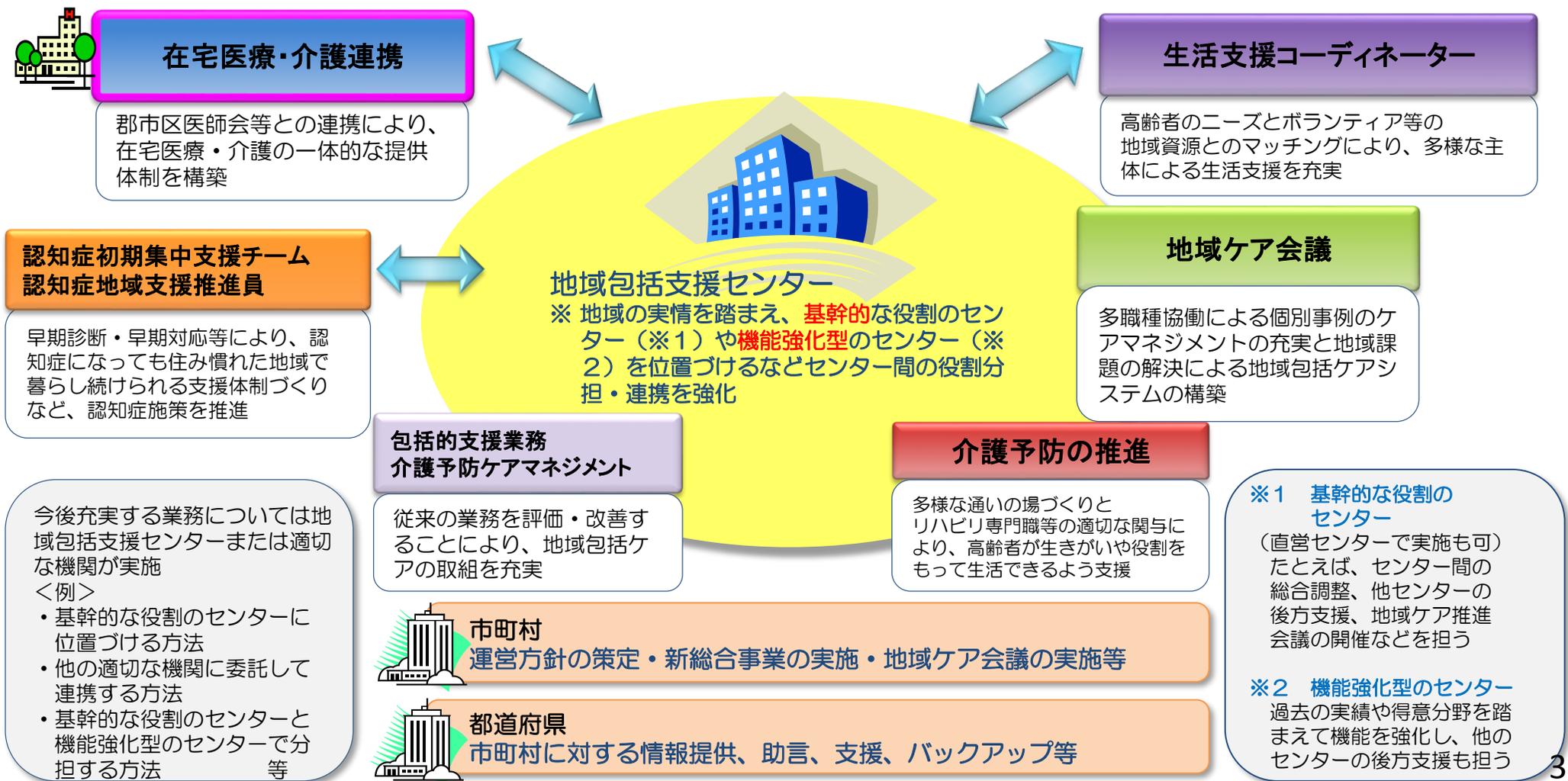
予防・健康づくり

様々な地域資源

(住民、企業の参加・協働)

地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上

(参考)平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など

個別の
ケアマネジメント

サービス
担当者会議
(全ての
ケースにつ
いて、多職
種協働によ
り適切なケ
アプランを
検討)

事例提供

支援

地域包括支援センターレベルでの会議(地域ケア個別会議)

- 地域包括支援センターが開催
 - 個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた
 - ①地域支援ネットワークの構築
 - ②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
 - ③地域課題の把握 などをを行う。
- ※幅広い視点から、直接サービス提供に当たらない専門職種も参加
※行政職員は、会議の内容を把握しておき、地域課題の集約などに活かす。

《主な構成員》

医療・介護の専門職種等

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、PT、OT、ST、管理栄養士、ケアマネジャー、介護サービス事業者など

地域の支援者

自治会、民生委員、ボランティア、NPOなど

その他必要に応じて参加

在宅医療・介護連
携を支援する相
談窓口

郡市区医師会等
連携を支援する専
門職等

生活支援
体制整備

生活支援コー
ディネーター
協議体

認知症施策

認知症初期
集中支援
チーム

認知症地域
支援推進員

地域課題の把握

地域づくり・資源開発

政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

市町村レベルの会議(地域ケア推進会議)

「地域ケア会議」の5つの機能

1 個別課題の解決

- 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能

2 地域包括支援ネットワークの構築

- 高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能

3 地域課題の発見

- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能

4 地域づくり資源開発

- インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能

5 政策の形成

- 地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

【財源構成】

国 39%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
○二次予防事業
○一次予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)
○介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス(配食等)
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
○一般介護予防事業

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
○**在宅医療・介護連携推進事業**
○**認知症総合支援事業**
(認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業等)
○**生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

地域支援事業

地域支援事業

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none">○ 地域に不足するサービスの創出○ サービスの担い手の養成○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	<ul style="list-style-type: none">○ 関係者間の情報共有○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

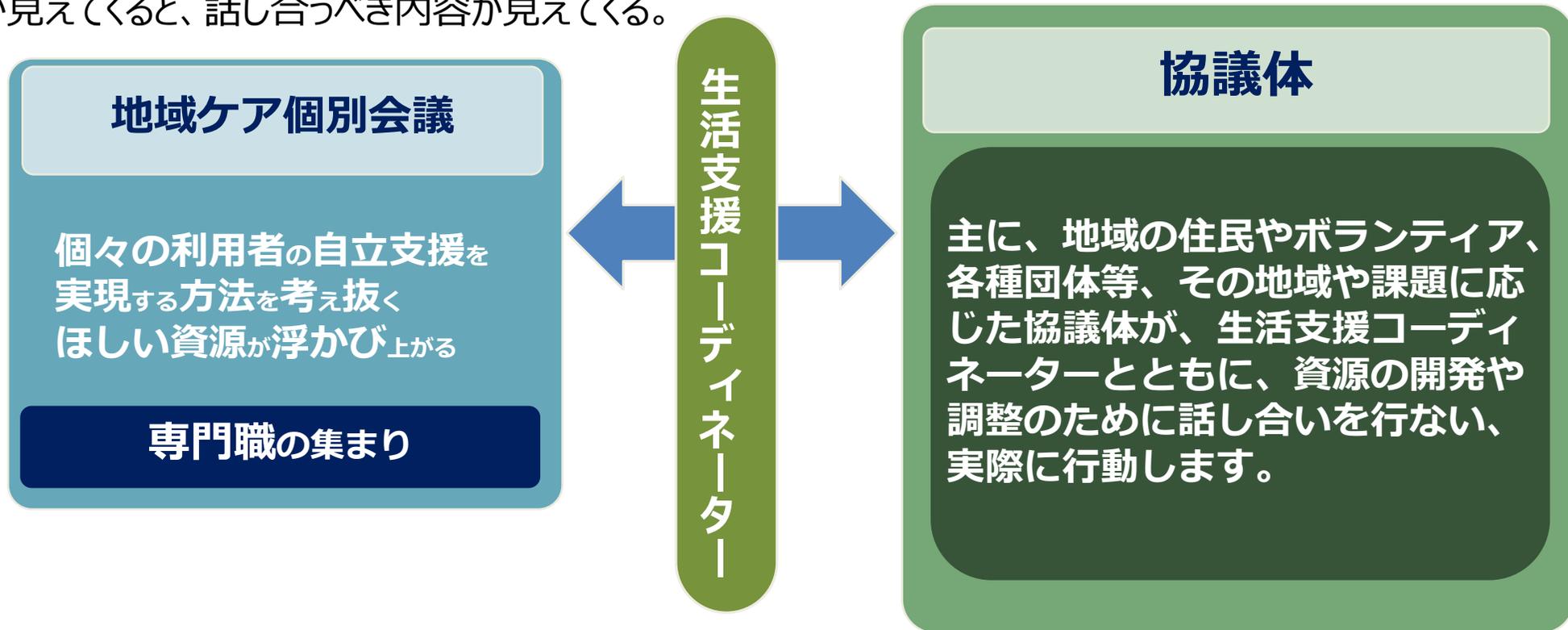
社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

「地域ケア会議」と「協議体」の関係性

個別ケースの議論を通じて地域に足りないものが見えてくると、話し合うべき内容が見えてくる。



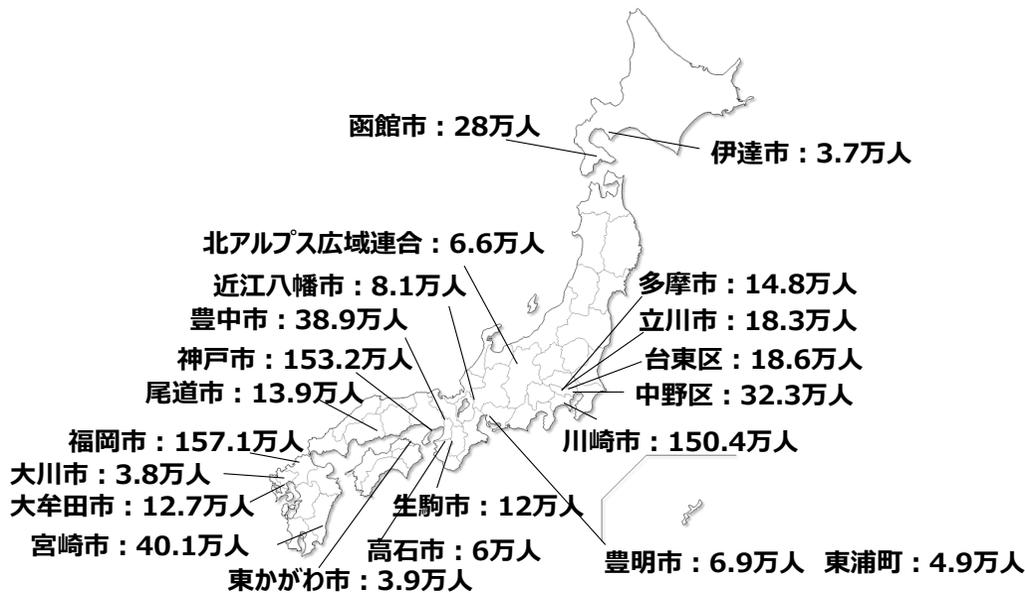
生活支援コーディネーターが間に入ることによって、
「あるのに活用されていないもの」「あったらいいな」が
共有される。

地域包括ケアシステムの構築に向けた地方自治体による保険外サービスの活用について

○既に保険外サービスを活用している地方自治体の事例も参考に、市町村向けの、保険外サービスの活用にあたって課題や、それを乗り越えるためのノウハウをまとめたポイント集の策定。

地域包括ケアシステムの構築・充実において
保険外サービスを活用している・しつつある
21の自治体の事例を調査

自治体に期待される役割を下記の①～④に
整理し、それぞれに取り組む際の課題と
課題解決のポイントをまとめた



①地域の
課題・ニーズの把握

③ニーズとサービスの
マッチング支援、
サービス活用の促進

②地域資源・事業者
の把握

④地域で求められる
サービスの創出

上記のそれぞれに
取り組む際の
代表的な課題

課題解決のポイント

事例① 福岡市（地域のインフォーマルサービスの見える化）

- 福岡市は、市内の事業者や団体の提供する保険外サービスを集約し、市民に対して幅広く情報提供を行うためのウェブサイト「ケアインフォ」を運営。
- これにより、地域で生活する上で必要となるサービスや資源を簡単に検索できる環境を実現。

福岡市介護保険外サービス情報提供サイト
ケアインフォ



住み慣れた地域で、いつまでも元気に暮らすために

福岡市では、地域包括ケアシステムの構築に向け、市内の事業者や団体の提供する介護保険外サービスを集約し、市民に対し幅広く情報提供を行うためのウェブサイトを運営しています。

サービス紹介画面イメージ→



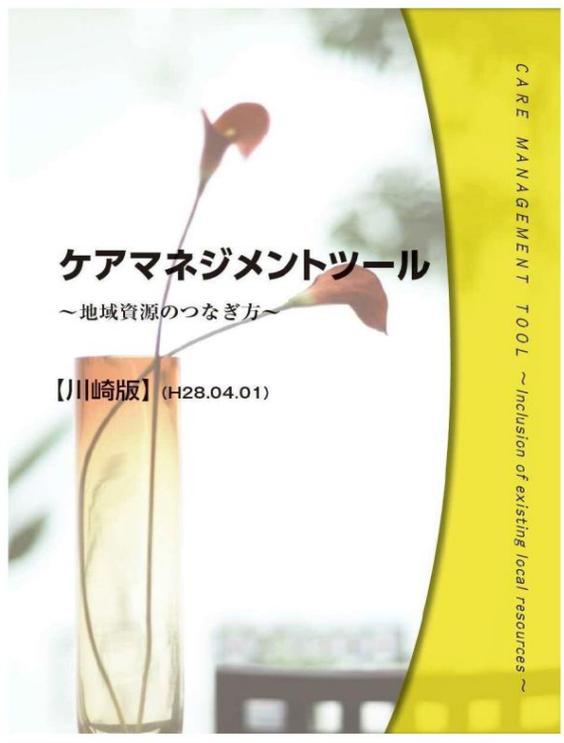
←サービス検索画面のイメージ



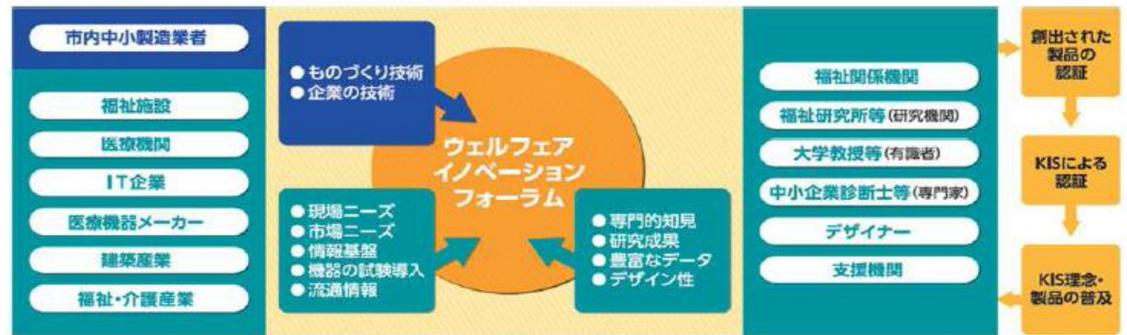
事例② 川崎市（「地域資源のつなぎ方」）

- 川崎市は、都市部の多様な地域資源を組み合わせ、地域や住民の多様性に対応しながら効果的なケアを提供する観点から、「地域資源のつなぎ方」をテーマとしたケアマネジメントツールを策定。
- また、福祉サービス等を提供する介護現場と、製品などを供給する企業やその関係者で形成するネットワーク組織「ウェルフェアイノベーションフォーラム」を設立。情報交換の機会やマッチングの機会を創出し、課題を解決する新たな福祉製品・サービスを創出・活用していくことを支援。

「ケアマネジメントツール」



「ウェルフェアイノベーションフォーラム」

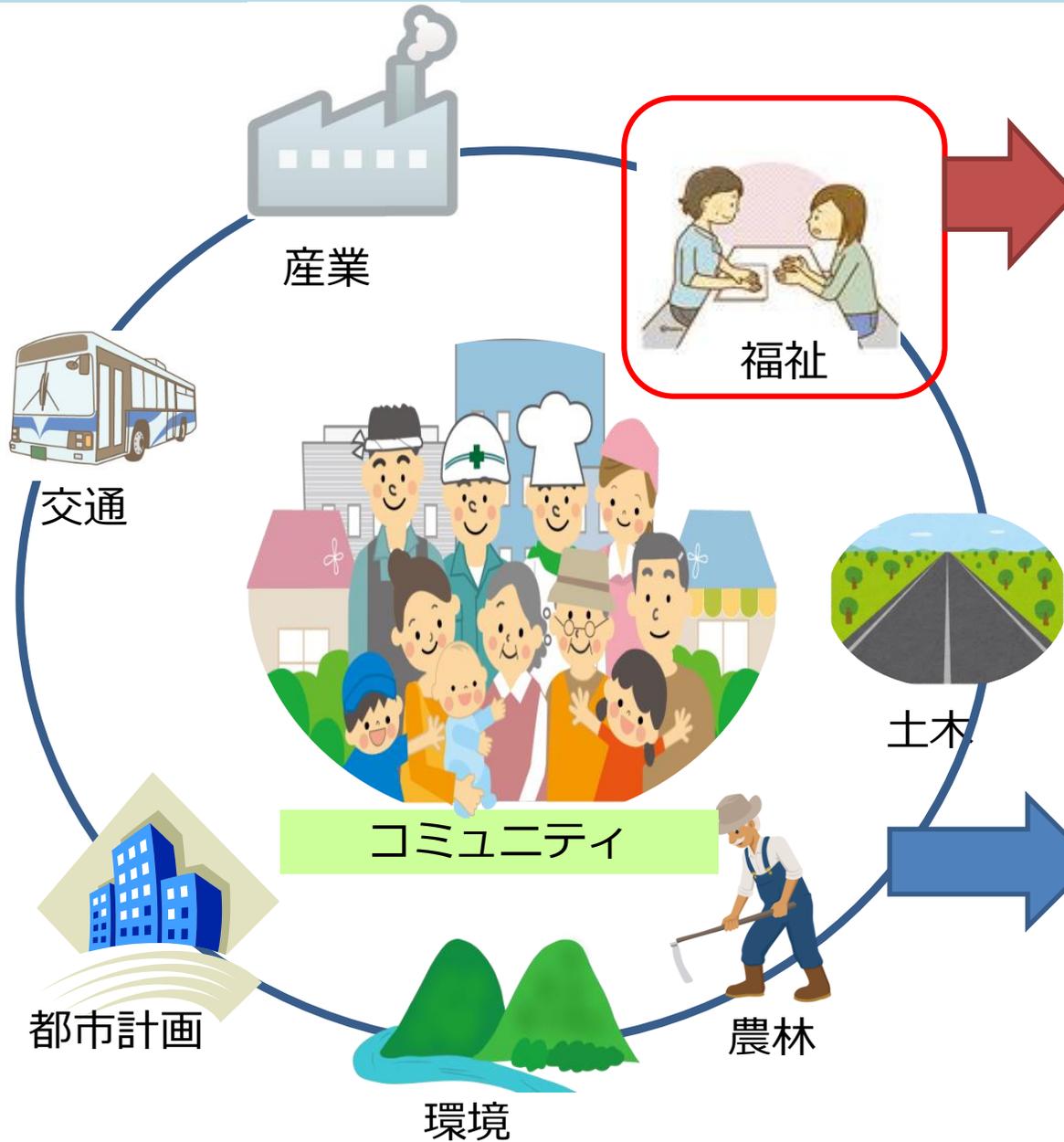


事業例：移動販売を起点とする地域コミュニティづくり

- ウェルフェアイノベーションの異業種間共創プロジェクトとして、コンビニエンスストア、JA、地域商店会連合会等による移動販売事業をスタート。
- 超高齢化社会における「楽しみながら顔が見える地域づくり」をコンセプトに、多分野のメンバーが参画し、移動販売を起点とした、地域コミュニティづくりを進めている。
 - (例) ・地域包括支援センターが移動販売開催時に合わせて出張相談事業を実施。
 - ・区、大学、地域包括支援センター等が連携し、地域住民の生活スタイルの変化、コミュニティ意識、買い物ニーズ等に関する調査を実施。

※ ケアマネジメントツールでは、ケアマネジメントの実務レベルの中で「地域を基盤とした暮らしを支援」するための振り返りポイント（「普段から、地域に存在する様々な社会資源（地域資源）の情報を収集していますか？」等）をまとめるとともに、先駆的に生活支援サービスの提供に取り組む企業のサービスを紹介。

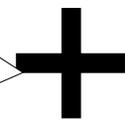
地域づくりの可能性



福祉における地域づくり

- 相談者の困り事を支援することを積み重ねながら、地域をつくる。
⇒個人の課題を中心に「地域」を捉える。
⇒本人が暮らすその地域を基盤として、地域を良くするという視点。

両者の視点を融合



地域経済、地域再生における地域づくり

- 地域全体の課題を解決するために地域づくりを行うという視点。
- 地域経済や資源などが地域の中で循環し、持続的に循環する仕組みを地域の中につくっていく。